

地方競馬場における施設整備の歴史的変遷に関する研究*

A study on historical facility improvement of Local racecourses*

近藤紀章^二, 近藤隆二郎^三

By Noriaki KONDO and Ryujiro KONDO

Local racecourses have held existence waste problem with the deterioration of the profit and management. As a result, meaning of existence has been questioned. In this research, it is not to consider Local racecourses as the mere gamble facility, as historical fact, and to pay attention on the side of amusement and the profit business.

This research attempts to concern the meaning of existence of local racecourses. That makes clear by the next two points.

- 1) Change of the facility improvement in the inside and outside
- 2) Age and the change which corresponds to the change of peripheral environment

1. 研究の背景と目的

現在、地方競馬¹はその多くが赤字経営であり、抱える累積赤字により、各競馬場とも廃止をふまえた議論が検討されている。この過程において、厩舎に代表される馬と共に暮らしてきた人々の生活や、地域の娯楽や文化としての地方競馬場のありかた、さらにはファンの立場にたった本質的な議論はみられない。しかし、この一方で、これまで収益事業として売り上げを地域社会の一般会計への繰り入れ続けた貢献や赤字経営や累積赤字に対する責任の所在などはふれられていない。

「競馬」を扱う既存研究としては、立川に代表される近代装置としての競馬場に関する歴史学的研究²や萩野などによる事業としての競馬に関する法制度、政治学的研究³、個別の競馬場における設計等の建築学的研究⁴などに数多くの研究を概観することができる。しかし、これらは地方競馬も含めたうえでの「競馬全般」もしくは「中央競馬」に関する研究が大半を占めている。さらに、地方競馬に関する個別の研究⁴はいくつかみられるものの、地方競馬または地方競馬場そのものについて論じられた学術研究、さらにはその空間構成を対象とした歴史調査研究は存在しない。

また、地方競馬を収益事業としてのみ見た場合、明らかに効率が悪いものであり、このまま赤字が続く状況であれば、管理者である首長の決定によって廃止される。しかし、競馬には財源としての役割以外にも様々な効用があるものの、ギャンブルが持つ特殊性ゆえに社会的認知がされにくい

部分も否めない。したがって、今後の存廃問題の議論において、その存在意義を広く市民に議論してもらうためには、収益事業以外の観点からの検討も行われる必要がある。

したがって、本研究では地方競馬場の内外にまつわる施設整備の把握を通して、地方競馬場という空間の変遷を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の対象

(1) 研究の対象

地方競馬はその起源を、「神社の祭典に当たり、奉納される神事競馬に源を発している」⁵とされている。

開国以降、各地で競馬場が開設され、馬券の販売も黙認されていた。しかし、1908(明治 41)年に新刑法が發布され、賭博が禁止となり、馬券の販売が違法となったものの、軍馬増強の思惑もあり、政府は競馬を推進するために、競馬を取り締まる法律として「競馬規程」を制定した。この「競馬規程」によって、競馬法人の行う競馬といわゆる祭典競馬を区分したが、馬券の販売は禁止されていた。

1910(明治 43)年に政府はこの「競馬規程」を改正し、競馬法人の行う競馬に準ずる競馬として、産牛組合法による組合、馬匹の改良を目的とする団体の競馬を認め、これが現在の地方競馬の発端とされている。

さらに、1923(大正 12)年に勝ち馬投票券の発売を認める「競馬法」が制定されるものの、「競馬法」による競馬は公認競馬として馬券の発売を伴ったのに対して、「競馬規程」で定められたいわゆる地方競馬は馬券を販売することができなかった。

この馬券の販売が規則上認められたのが、1927(昭和 2)年の「地方競馬規則」であり、このとき初めて地方競馬と

* keywords : 地方競馬場, 施設整備, 存在意義, 歴史的変遷

** 非会員 文修 滋賀県立大学大学院環境科学研究科

*** 正会員 工博 滋賀県立大学環境科学部助教授

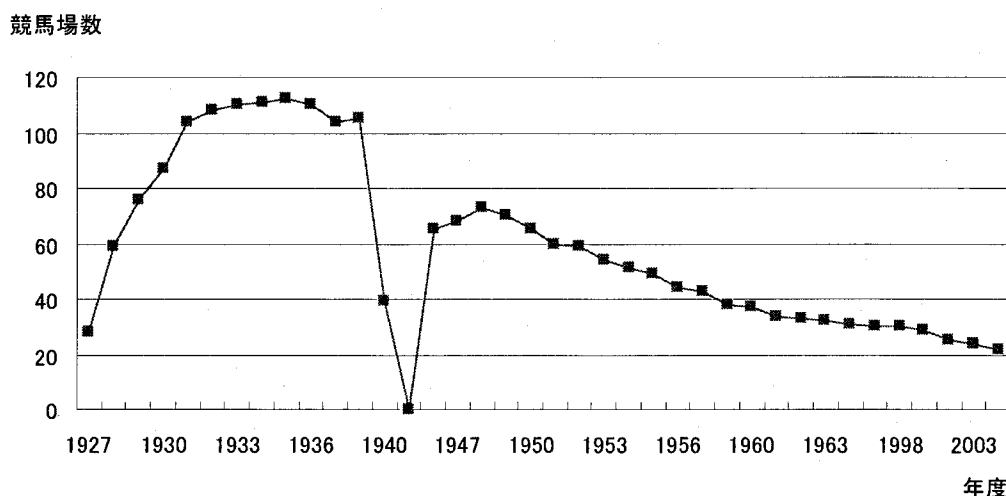


図1 地方競馬場の総数の変遷

いう名称が正式に用いられた。

よって、本研究における対象としての地方競馬および地方競馬場は「地方競馬規則」以降現在確認されたものとした。

(2)研究資料

地方競馬場の施設整備に関する資料としては、地方競馬全国協会が発行する『地方競馬史』⁶⁾と「地方競馬競馬場施設概要」⁷⁾を主に用いた。

まず、『地方競馬史』より地方競馬に関する根拠法の変遷の整理を行い、時代区分ならびに全体的な展開過程の把握を試みる。続いて、『地方競馬史』および「地方競馬競馬場施設概要」をもとに、その施設概要や配置図から施設整備の変遷を把握する。

3.地方競馬場の展開過程の把握

(1)時代区分の設定

地方競馬場の展開過程を明らかにするために、まず開催の根拠法と全体的な展開過程とその特性を把握した。

表1 地方競馬に関する根拠法と時代区分

根拠法	時代区分
地方競馬規則	1927(昭和2)年から1939(昭和14)年
軍馬資源保護法	1939(昭和14)年から1944(昭和19)年
地方競馬法	1946(昭和21)年から1948(昭和23)年
新競馬法	1948(昭和23)年から現在まで

続いて、表1のように、根拠法を基準とした時代区分に沿って、それぞれの根拠法の特性とその期間における競馬場数の変遷を明らかにした。

(2)全体的な展開過程とその特性

全体的な傾向としては、地方競馬規則によって地方競馬場が各地に展開されたが、軍馬資源保護法によって、廃止、整理され約三分の一まで減少している。しかし、戦後、地方競馬場は地方競馬規則の時代とまではいかないまでも、倍近い地域で復興され、新競馬法公布後は戦前の約三分の二まで回復したといえるが、現在では22場まで減少してお

り、戦後は衰退傾向にある。

(3)地方競馬規則期における特性

施行年は1927(昭和2)年で、競馬の主催者は地方長官の許可を受けた畜産組合および畜産組合連合会とされ、競馬の目的は馬事の振興への寄与と位置づけられている。この法律で定めるところの競馬場の数は、北海道各支庁管内は1以内、青森他17県は3以内、埼玉他20府県は2以内、滋賀他6府県は1以内と定められ、競馬の開催日数は場ごとに2回以内、但し臨時競馬の制度があり、1回は4日以内と定められている。

この法律の特色は、これまで祭典競馬の域を出なかった地方競馬に対し、馬券の販売を認めるかわりに、用地や設備面での整備が法的に要求されたことである。

また、この時代における数の増減の特色としては、基本的に右肩上がりの増加傾向にあったということを挙げることができる。

(4)軍馬資源保護法期における特性

施行年は1939(昭和14)年で、競馬の主催者は政府の許可を受けた馬に関する畜産組合連合会と政府の指定する団体とされ、競馬の目的は国防上特に必要とする馬の質等の向上を図り軍馬資源の充実を期すと位置づけられている。この法律で定めるところの競馬場の数は、北海道が3以内、その他が1以内と定められ、競馬の開催日数は場ごとに2回以内で、1回は4日以内と定められている。

また、この法律の最大の特色は、戦時下の影響によって、指定された競馬場以外は廃止され、各地の競馬場が整理、縮小されたことにある。

軍馬資源保護法における数の増減の特色は、それまで各地に展開された競馬場が戦時体制に組み込まれて、指定された39場に整理縮小された点と、戦局の悪化により1944(昭和19)年に競馬がすべて中止されたという点である。

(5)地方競馬法期における特性

施行年は 1946（昭和 21）年で、競馬の主催者は農林大臣の認可を受けた馬匹組合連合会と公益法人たる全国区域の馬事団体とされ、競馬の目的は馬事振興をはかるためと位置づけられている。この法律で定めるところの競馬場の数は、北海道が 3 以内（ただし、主務大臣が馬事振興上必要と認めた場合は、北海道のみ 6 以内）、その他は 1 以内と定められ、競馬の開催日数は場ごとに 4 回以内、但し臨時競馬の制度があり、1 回は 6 日以内と定められている。

この法律の特色は、敗戦によって軍馬資源保護法が法的に根拠を失ったため、各地で闇競馬が横行し、これを取り締まり、競馬開催の根拠法を制定することが目的であった。

この地方競馬法の時代における数の増減の特色としては、右肩上がりの増加傾向にあるといえる。これは、戦時体制に組み込まれたため各地で制限、廃止された競馬が、戦争終了とともに、復興されたといえる。

(6)新競馬法期における特性

施行年は 1948（昭和 23）年で、競馬の主催者は都道府県、地方財政委員会の指定を受けた戦災市町村および地方競馬場が存在する市町村とされ、競馬の目的は特に位置づけられていない。この法律で定めるところの競馬場の数は、北海道が 6 以内、その他は 2 以内と定められ、競馬の開催日数は都道府県、横浜、名古屋、大阪、神戸、は馬ごとに 4 回以内、災害により指定を受けた市町村の中で地方競馬場が存在する場合は、4 回以内、存在しない市町村は 2 回以内とされ、地方競馬場が存在することにより指定を受けた市町村は 2 回以内と定められている。この法律の特色は、GHQ によって馬匹組合が解体されたため、主催者が従来の馬匹組合から都道府県へと継承されたことである。

新競馬法の時代における数の増減の特色としては、右下がりの減少傾向にあるといえる。これは、競馬の目的が戦災復興であるため、その指定期限の更新を行わなかったところがあること、さらには、経営不振による廃止が相次いだものと考えられる。

(7)競馬場の開催年数に関する変遷

この競馬場の展開の変遷をより詳細にみるために、各競馬場の開催年数についてまとめたところ、本研究の対象として『地方競馬史』において確認された全 138 の競馬場における平均開催年数は 26 年であった。

次に全 138 場における開設年度と廃止年度から開催時期を根拠法に基づいて以下の 4 タイプに区分し、その平均開催年数をまとめたものが表 3 である。

タイプ	競馬場数	平均開催年数
戦前型	54	9.4年
戦中中断型	26	43.7年
戦中継続型	37	42.7年
戦後型	21	20.2年

*戦前型（54 場）：戦前の地方競馬規則によって開催された競馬場

*戦中中断型（26 場）：戦前・戦後を通じて開催されるも、軍

馬資源保護法によって中断した競馬場

*戦中継続型（37 場）：戦前・戦後を通じて開催された競馬場

*戦後型（21 場）：戦後の地方競馬法および競馬法によって開催された競馬場

このうち、戦中中断型と戦中継続型の平均開催年数にはさほど変化がみられず、戦中の分断による影響は開催年数に対してあまり影響を与えていないといえる。さらに、戦前型、戦後型の開催年数と比較しても長くなっている。これは軍馬資源保護法による開催が軍馬育成の目的に偏重しすぎていたため、娯楽施設としての競馬場には影響があまりなかったといえる。

(8)競馬場の所有権に関する考察

次に、競馬場の開催に影響を与える要因の一つである競馬場の用地および建物などについての賃貸関係を『地方競馬史』から明らかにしたものが表 4 である。

表-4 競馬場の所有形態

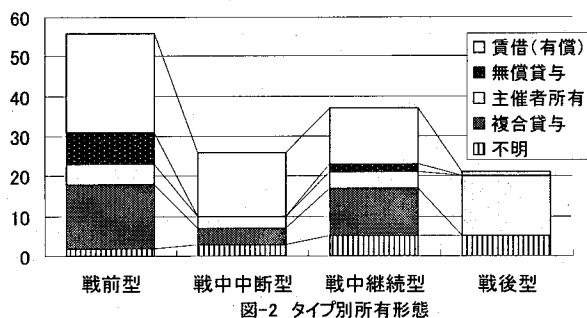
形式	借先	競馬場数
賃借 (有償)	個人	25(18.1%)
	会社	16(11.6%)
	競馬関係	6(4.3%)
	市町村	5(3.6%)
	複合	35(25.4%)
無償貸与	町・村	5(3.6%)
	個人	3(2.2%)
	会社	1(0.7%)
主催者所有		27(19.6%)
不明		15(10.9%)
合計		138(100%)

この賃貸関係のうち、有償のものが約三分の二をしめている。借先において、最も多かったのは複合的な契約による賃借であり、土地を賃借し、施設は主催者が建設するタイプが多く見られた。同様に個人からの賃借においても、一個人にのみ借りる場合から複数の個人との契約がみられ、競馬場の用地確保の困難さと、所有権のあいまいさの要因になっているといえる。会社の中には、土地会社、鉄道会社などがみられた。この一方で、無償貸与された競馬場の借先をみると、個人や会社から借りる場合あまり見られていない。

また、所有形態ごとに平均開催年数を整理したものが表 5 である。形式の中で無償貸与の競馬場の平均開催年数が、他に比べ短くなっており、あまり長続きしない傾向をあげられる。この原因として、無償貸与であるがゆえに、収益が上がらなかった場合、余分な赤字を計上する前に廃止しやすいというケースが多いのではないかと考えられる。これに対して、賃借や主催者所有である場合は、収益改善の対策を講じてなんとかして売り上げを確保しなければならないため、無償貸与に比べて開催年数が延びているのではないかと考えられる。

次に、それぞれのタイプにおける所有形態をまとめると図 2 のようになった。

まず、戦前期および戦前・戦後期のグラフにおいては、賃借、複合形態および無償の占める割合が多く見られるが、



戦後期においてはあまりみられない。逆に、戦後期には、主催者の割合が増加している。これは、戦後の混乱の中で、主催者が移行する際にその所有を主催者に移管するよう法制度で定めた結果であるといえる。

4. 地方競馬場における施設整備の把握

(1) 資料と時代区分

地方競馬場の施設整備を把握するために、競馬場の設計図や平面図の入手を試みた。しかし、特に戦前期の競馬において、主催が産牛組合などの組合であり、資料の管理がきちんとされていないことが判明した。

そこで、本研究では、地方競馬規則および軍馬資源保護法による開催が行われていた時期を戦前期、地方競馬法および現競馬法による開催を戦後期と二区分し、それぞれにおける施設整備の変遷をまとめた。

(2) 地方競馬場における施設整備の変遷

(i) 戦前期における施設整備

戦前期における競馬場の特色としては、地方競馬規則制定以前は、祭典競馬の域をでなかった競馬場に対して、馬券の販売が法的に認められたことにより、仮設的な設備から常設的な設備が要求されたことが挙げられる。

施設整備の要求項目としては、馬場の長さは 1000m 以上、幅は 16 m 以上が義務づけられた以外には特にないものの、地方競馬協議会が設計した標準図というものがあることが判明した。これが図 3 であり、その詳細表が表 2 である。

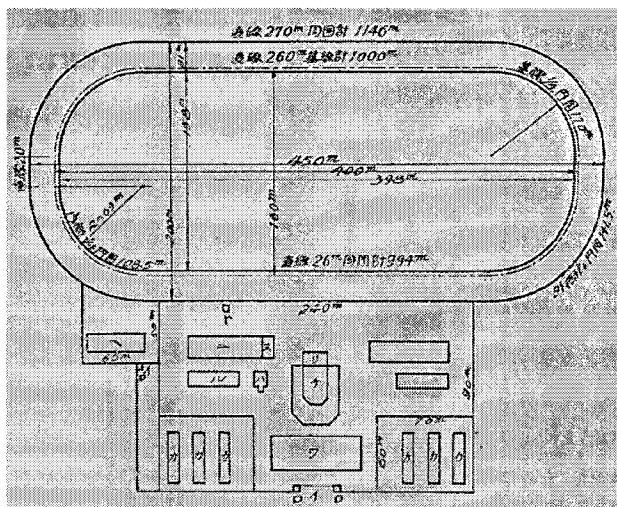


図 3 地方競馬場一般配置図

表2 配置図詳細表

イ	出入り口	ト	審判所	ワ	下見所
ロ	入場券発売所	チ	優勝馬投票所	力	厩舎(10頭位)
ハ	事務所	リ	景品券交付所		
ニ	一等馬見所	ヌ	検量所		
ホ	二等馬見所	ル	食増		
ヘ	普通馬見所	ヲ	便所(位置適宜)		

(原図および原表:市浦健他:『建築計画 11 倶楽部・運動場・体育館演舞場・浴場』,常磐書房,pp149,1934)

このように、広大な用地の取得や設備の整備が容易ではなかったものの、許認可の関係もあって、賃借契約を結んで規則に対応したものが相当多かったとされている。

(ii) 戦後期における施設整備

地方競馬法期においては、競馬場は「中央馬事会によって地方競馬場修繕に要する資材を農林省から好意で配給を受けることができる。」とあることから、戦前の施設を修繕して使用したり、闇競馬で使用されていた仮設的な施設を修繕したと考えられる。したがって、地方競馬法においても、戦前期からその空間や施設的な構成の変化はないと考えられる。

この一方で、空間的に大きな変化が見られたのは現競馬法による開催期であり、それも比較的近年である。

この要因としては、開催の目的が戦前の軍馬増強から馬事振興など形式的な目的はあるものの、実質的には娯楽と財政収入に目的が移行したからである。これによって、開催日も増加し、集客効果を高めることが命題となった。

そこで、地方競馬全国協会発行の 1964 (昭和 39) 年から 2004 (平成 16) 年までの「地方競馬競馬場施設概要」に基づいて、その展開をまとめたものが表 3 である。それをもとにして、新たな構成要素の概念化を追った。

表-3 地方競馬場の主な構成要素

区分	戦前期	戦後期
馬券販売施設	優勝馬投票所	馬券売り場
	景品(券)交付所	払戻所
	景品(券)交換・引換所	
	—	場外馬券売り場
競馬関係施設	下見所	パドック
	厩舎	厩舎
	—	外厩舎
	—	トレセン施設
観戦関係施設	馬見所	スタンド
	食堂	売店
	—	ナイター施設

まず、昭和 40 年から昭和 50 年にかけて、トレセンの設置が見られた。このトレセンとは厩舎と競走馬のトレーニング施設から成り立っている。この設立の目的は、厩舎から発生する悪臭や早朝の調教などによる周辺環境への負担を軽減することが目的であるが、これは、単に競走馬の強化と厩舎施設の移転だけではなく、競馬場空間が分節化されたといえる。(図 4 参照)

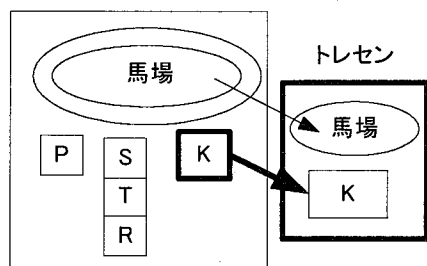


図-4 厩舎の移転とトレセンの開設による競馬場空間の分節化

続いて、場外馬券売場の設置は、大きく分けて、昭和 59 年から平成 3 年までの時期と平成 8 年以降に見られた。前者は、バブル期の売り上げが増加した時代にその売り上げをより拡大する策として各地に展開された。後者は逆に売り上げ不振の打開策として展開されたものである。これらは、競馬場内の馬券売り場の空間がそのまま各地にサテライト化が行われたと言える。(図 5 参照)

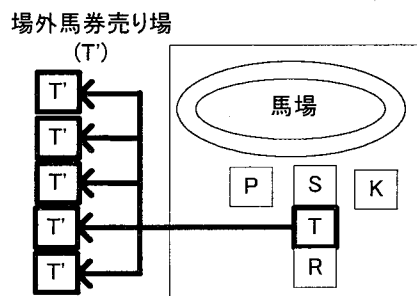


図-5 場外馬券売り場開設による競馬場空間のサテライト化

さらに、近年、ナイター化はこれまで大井(昭和 61 年)、旭川(平成 6 年)、川崎(平成 8 年)の三場で行われている。これらの効果については先行研究 12)において、ナイター化を行うことによって、新たなファン層である若者や家族連れが来場する効果が確認されている。また、これによって、来場者の空間的「すみわけ」が行われること、食堂や売店と結びついて新たな振興策を打ち出すことが可能となり、その結果空間にギャンブルとは異なる新たな娯楽性を与えていることが確認されている。(図 6 参照)

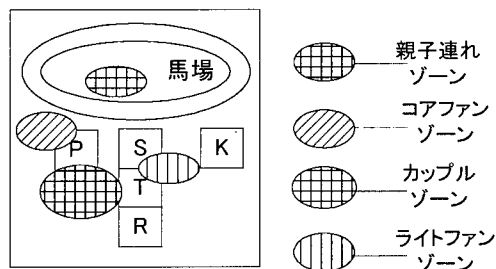


図-6 ナイター化による空間的すみわけ

最後に、先行研究 13)から地方競馬場では女性や家族連れ、周辺住民のために公園設備を付帯させているところが見られる。

これは、従来賭けるために来場する人やそのための空間から公園を付設することで、空間に公共性をもたらす効果があつたと考えられる。(図 7 参照)

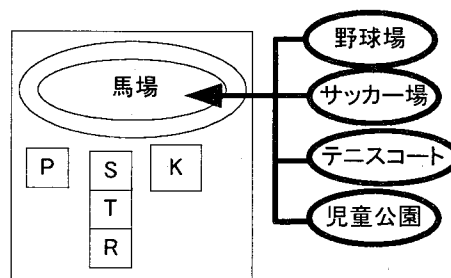


図-7 公園設備による空間的公共性の発生

(3) 考察とまとめ

これらの変遷から、戦前、戦中における空間構成にはあまり大きな変化は見られなかった。この理由として、地方競馬場の収益が悪化すると、集客や空間機能を充実させることなく、廃止させたことが挙げられる。また、この時期は戦争による競馬場の統廃合も影響を与えている。戦後は競馬場の数が減少する一方で、競馬場において空間的分節化、サテライト化が見られた。

地方競馬はその由来を年に数回しか行われぬ祭典競馬のケースが多いなかで、法制度で認定されるかわりに、それに伴う施設拡大による所有の明確化と売り上げの増加の経済性の向上によって、その仮設性を常設性に転換させられたといえる。

5. 結論

本研究で得られた知見を以下にまとめる。

- ①戦前は収益の悪化による廃止がみられたものの、戦中は強制的に整理廃止され、三分の一まで減少した。戦後、倍以上の地域で復興されたものの、その衰退傾向は止まらず、現在では四分の一まで減少している。
- ②地方競馬場の平均開催年数は約 26 年である。戦前期および戦前・戦後期のグラフにおいては、賃借、複合形態および無償の占める割合が多く見られるが、戦後期においてはあまりみられない。逆に、戦後期には、主催者の割合が増加している。
- ③戦前、戦中とも開催日が限定されていたため、収益が悪化すると廃止された。このため、空間構成要素に大きな変化は見られなかった。戦後は、開催日の増加や法制度を改正することによって、付帯施設や場内設備の増加、サテライト化などの変化が見られた。さらに、集客機能を強化するためにギャンブル以外の娯楽性や公共性を持った空間の付与が見られるようになっている。

6. おわりに

本研究では未だ明らかにされていない地方競馬場に対して、空間的な位置づけを行うために、全体的な流れを抑えた。しかし、地方競馬場の衰退傾向は変わらず、現在もいくつかの競馬場で廃止をする見通しとの報道がなされてい

る。今後は、その姿を消すことは明らかである。したがって、地方競馬場が消えゆく前に、地方競馬場という空間を書きとどめておく必要がある。

【謝辞】

本研究を遂行するにあたり、地方競馬全国協会広報室、JRA 広報室ならびに図書室はじめ関係者の方々には大変お世話になりました。この場を借りて感謝の意を表します。

【補注及び引用文献】

1)一般的に、地方競馬とは競馬法で定めるところの都道府県または指定市町村が主催している競馬であり、中央競馬とは競馬法がさだめるところの日本中央競馬会(JRA)の主催する競馬とされている。

2)代表的な研究としては、幕末から明治にかけての立川の一連の研究があげられる。立川健治：日本の競馬観(1)馬券黙許時代・明治 39 年～ 41 年、富山大学教養部紀要、人文・社会科学編、富山大学教養部、24(1)、pp39-7,1991、立川健治：日本の競馬観(2)：鹿鳴館時代、富山大学教養部紀要、人文・社会科学編、富山大学教養部、24(2)、pp69-113,1991、立川健治：日本の競馬観(3)：鹿鳴館時代(続)、富山大学教養部紀要、人文・社会科学編、富山大学教養部、25(1)、pp17-54,1992、立川健治：神戸居留における競馬(一)、富山大学人文学部紀要、富山大学人文学部、25、pp123-145,1996、立川健治：神戸居留地における競馬(二)、富山大学人文学部紀要、富山大学人文学部、26、pp141-213,1997、立川健治：幕末～文明開化期の競馬：横浜・根岸競馬をめぐる、富山大学人文学部紀要、富山大学人文学部、20、pp61-125,1998、立川健治：駆け抜けた馬たち：幕末期～鹿鳴館時代(1)、富山大学人文学部紀要、富山大学人文学部、31、pp193-218,1999

この他、武市銀治郎：『富国強馬ーウマからみた近代日本一』、講談社選書メチエ、1999、山崎友恒による柏市史：「柏市近代編」、2000、武市、山崎、杉本竜太によって部分執筆された、奥須磨子・羽田博昭：『都市と娯楽ー開港期～ 1930 年代一』、日本経済評論社、pp137-pp190,2004 などが近代史の分野において研究なされている。

3)この分野における代表的な研究としては、萩野寛雄による研究があげられる。萩野寛雄：社会福祉財源としての「収益事業」の成立、早稲田政治公法研究、第 60 号、pp169-189、早稲田大学大学院政治学研究科、1999、萩野寛雄：救護法とその財源ー社会福祉財源としてのギャンブル収入の先駆けー、第 65 号、pp169-189、早稲田大学大学院政治学研究科、1999、萩野寛雄：競馬事業における連続性、早稲田政治公法研究、第 66 号、pp99-127、早稲田大学大学院政治学研究科、2001、4)個別の競馬場の設計を追った研究は数多くみられるものの、それらの多くが JRA の競馬場であった。河原利和：近代洋風建築の保存と再活用に関する研究ー横浜旧根岸競馬場におけるケース・スタディー、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp385-386,1988、吉田綱市：建築史的に見た旧根岸競馬場二等スタンド、根岸森林公園2等馬見所建物実態調査報告書、pp2-8,1988 などがあげられる。

5)地方競馬に関する個別の研究については、中津競馬記録誌刊行会編著：『中津競馬物語』、不知火書房、2002、梅田守彦：笠松競馬の現状と課題、地域経済、15、pp113-125、岐阜経済大学地域経済研究所、1995、根上彰生ら：公営競技施設の非開催日の利用に関する研究ー地方競馬場における市民開放事例を通してー、日本大学理工学部学術講演会論文集、42、pp382-383、日本大学理工学部、1998、近藤紀章：地方競馬場における文化的特性と地域における役割の変化に関する研究、大阪市立大学大学院修士論文、2004、などが挙げられるが、あまり多く見られない。

6)地方競馬全国協会編纂：地方競馬史、第 1～3 巻、1973

7)全国地方競馬施設概要は地方競馬全国協会によって発行されている報告書で、昭和 44,45,46,47,48,49,50,52,53,55,57,平成 5,8,12 の各年度の報告書を用いた。

8)地方競馬全国協会：『地方競馬史第 1 巻』、pp40、地方競馬全国協会、1973

9)地方競馬全国協会：前掲書、第 1 巻、pp159-160

10)近藤紀章：前掲論文、pp31-32

11)根上彰生ら：前掲論文、pp382-383